

平成20年度事業計画

第1 事業方針

社団法人被害者サポートセンターあいちは、犯罪の被害者等支援を目的として、平成10年2月20日に設立されました。

年々、事業内容を整備拡充し10年に及ぶ被害者支援の歴史を積み重ねることが出来ましたが、次のステップへ向かってさらに充実した支援を目指してまいります。

平成20年度の実業方針として

- 1 犯罪被害者支援の充実
- 2 広報・啓発活動の強化
- 3 安定した財政基盤の整備
- 4 関係機関団体との連携強化
- 5 被害者自助グループへの支援活動の推進

の5項目を掲げ、犯罪被害者から真に信頼される組織基盤の整備を図ることとします。

第2 事業計画

1 犯罪被害者支援の充実

(1) 直接的支援体制の強化

犯罪被害者に対する直接的支援体制を充実させるため、新たな人材の発掘及び継続的な育成を図ります。

(2) 直接的支援員の資質と技能の向上

ア 研修会の充実

犯罪被害者の支援に精通した臨床心理士、精神科医、弁護士等の専門家及び全国の先進的な直接的支援活動の経験者を招き、研修会を開催し技能の向上を図ります。

イ 他機関が開催する研修会への参加

全国被害者支援ネットワーク始め、犯罪被害者支援の関係機関団体が開催する研修会・フォーラムに参加し資質の向上を図ります。

(3) 電話相談フリーダイヤルの導入

昨年、試験的に実施した電話相談のフリーダイヤルについては、2ヶ月間という短期間ではあったが被害者等からの利用度も高く成果があったので、本格的導入をします。

(4) 遠隔地での被害者支援の充実

被害者等が県内どこの地域にいても等しく質の高い支援を受けられるようにするため、東三河方面に支援活動の拠点を設けることの検討を行います。

2 広報・啓発活動の強化

(1) 各種事業による広報活動の推進

フォーラム、講演会、人形劇の上演及びキャンペーン活動など各種事業を積極的に展開し、県民への理解の浸透を図ります。

(2) サポトニュース及びホームページ充実による広報

会員向けサポトニュースについては、活動内容が理解され、一層の協力支援が図れるような紙面作りに配慮します。

また、活動内容を迅速に広報するため、ホームページの内容をさらに充実させタイミングよく更新します。

(3) 各種広報媒体の効果的な活用

関係機関団体との連携を図ることにより、リーフレットやチラシなどの広報媒体を効果的に活用し、県民各層に広く活動実態を周知します。

(4) マスコミへの報道依頼

各種事業の推進に当たっては、マスコミ関係機関との連携を図ることにより、効果的な広報活動が展開できるので良好な関係を保持し、情報提供を積極的に行います。

3 安定した財政基盤の整備

(1) 会員拡大及び現会員の協力関係の保持

当センターの会員数は、数年来、減少傾向が続いていましたが、役員及び会員の献身的な働きかけにより、2年連続して増加する見通しが立ちました。今後、さらに新規会員の入会勧誘を推進するとともに現会員に対し、活動状況の報告等フィードバックを積極的に行い、協力関係を保持して行きます。

(2) 資金調達計画の推進

資金調達のノウハウを習得するため、前年に引き続き日本財団主催のファンドレイズ研修を受講します。それを生かし、愛知県・市町村などの自治体及び愛知県警察に対し、補助金の増額や新規交付が受けられるようにアプローチして行きます。

その他、講演会場等での募金活動及び各種団体へ寄付依頼を行うなど広く財源獲得の活動を展開していきます。

4 関係機関団体との連携強化

(1) 愛知県警察本部を始め県内各警察署との連携

ア 住民サービス課犯罪被害者対策室との連携

被害者支援早期援助活動等の窓口である愛知県警察本部の犯罪被害者対策室と緊密な連携に努めます。

イ 被害者支援連絡協議会との連携

愛知県被害者支援連絡協議会は、被害者支援に関わる県内の機関・団体で構成されており、同協議会会員である当サポートセンターも協議会活動等を通じた連携強化を図ります。

また、各警察署被害者支援連絡協議会との連携を深め、幅広い地域での合同による活動を行うこととします。

(2) 県内各自治体との連携強化

愛知県安全なまちづくり推進協議会員の一人として、各自治体との連携により、被害者支援の浸透及び基盤の整備を図ります。

名古屋市からの委託事業である「犯罪被害者に対する一時利用住宅の提供」、「市民ボランティアを養成するための研修会の実施」及び「犯罪被害者支援に対するニーズ調査の実施」を請け、的確に行っていきます。

(3) 全国被害者支援ネットワークとの連携

全国被害者支援ネットワークが主催する全国大会を始め、各種会議・研修会等に積極的に参加するとともに、必要な施策を積極的に導入するなど相互啓発を推進します。

また、東海北陸ブロックの各被害者支援センターと連携を図り、研修及び各種行事を効果的に実施します。

(4) 関係機関団体との連携

司法支援センター始め、関係機関団体と各種行事の開催及び広報活動などの連携を図ります。

5 被害者自助グループへの支援活動の推進

(1) 県内自助グループへの支援と連携

県内の犯罪被害者自助グループとの情報交換による連携を図るほか当

センターとの交流会を計画し、継続的な支援に努めながら、自主活動を促進させるとともに、平穏な日常生活の確保に寄与することとします。

(2) 当センター自助グループの育成

平成17年に当センターの事務局において立ち上げた交通事故被害者遺族の自助グループ「命」を再編成し、自立できるよう健全な育成を図って行きます。

6 その他

当センターは、現在「社団法人」として知事の許可を受け事業を推進していますが、公益法人改革関連三法の改正施行に伴い、平成20年12月以降の早い段階に「公益社団法人」への円滑な移行ができるよう、定款の改正作業並びに新会計基準に沿った経理事務を進めてまいります。